

二 労働組合の要求する事項は、労働組合の組織を維持し、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上させることである。

三 労働組合は、労働者の代表として、労働条件の改善を要求し、労働者の権利を擁護する義務を負う。

四 労働組合は、労働者の団結を促進し、労働者の利益を代表して、労働者の生活を向上させることである。

五 労働組合は、労働者の代表として、労働条件の改善を要求し、労働者の権利を擁護する義務を負う。

六 労働組合は、労働者の団結を促進し、労働者の利益を代表して、労働者の生活を向上させることである。

七 労働組合は、労働者の代表として、労働条件の改善を要求し、労働者の権利を擁護する義務を負う。

八 労働組合は、労働者の団結を促進し、労働者の利益を代表して、労働者の生活を向上させることである。

九 労働組合は、労働者の代表として、労働条件の改善を要求し、労働者の権利を擁護する義務を負う。

十 労働組合は、労働者の団結を促進し、労働者の利益を代表して、労働者の生活を向上させることである。

根拠者八労働組合代表者

財団法人協調會大阪支所

一 断然拒絶シタリタルヲ以テ従業員側ハ一齊ニ罷業ヲ決行シ爭議ニ入りタルモノナリ

二 六會社側ノ態度

三 會社側ハ歎願事項ニ對シテハ稍々譲歩的意向ヲ示シタルモ組合結成ニ對シテハ断然強硬ナル態度ヲ持シ飽迄解散ヲ要求スルト共ニ罷業従業員ニ出勤勧告書ヲ發シ主謀者十數名ヲ諷首ノ意向ヲモ持シ従業員ガ組合ノ指導ニヨリ罷業ヲ決行シタルニ於テハ無條件就業ヲ申出ズル迄ハ如何ナル條件ヲモ認メズ一方社員其他ヲ管轄シテ家庭訪問ヲ行ヒ切崩シニ努メ左記ノ通り八月二十五日、二十六日、二十七日ノ三回ニ亘リ工作部長島益藏、總務部長高松峻一ハ職工代表ト會見シ爭議團體ノ要求條項ニ付折衝ヲ重ネタルモ依然トシテ組合解体ヲ條件トシタルモノナレバ交渉ハ行儀マラズ解決ノ曙光ハ見ラレズ

四 八月二十五日會見模様